

令和  
2年度

# 賛助会員募集

## ご協力をお願いします



### 「賛助会員」とは？

天白区社会福祉協議会が行う「福祉のまちづくり」の事業を支援していただく方のことです。個人・法人問わず、どなたでも賛助会員になっていただけます。

天白区社会福祉協議会は、「社協（しゃきょう）」の愛称で親しまれています。社協は、社会福祉法に定められた、地域福祉の推進に取り組む民間の福祉団体です。天白区社協は、住民組織やボランティア団体、区内の福祉施設などと、互いに協力・連携して天白区に暮らすすべての人が、いつまでも安心して暮らせるようなまちづくりを進めています。

## 令和2年度 賛助会費の主な使いみち

### ●情報紙「ぱわわ」の発行

中日新聞の折り込み及びポスティングにより全戸配布します。

人気シリーズ、子育て日記や介護日記、ぱわわギャラリーなどのほか、旬な福祉情報をお届けします。



### ●地域福祉推進協議会の活動支援



区内の推進協活動者を対象に、連絡会や研修会を開催し、学区間の取り組みの情報交換やスキルアップを図ります。

### ●災害ボランティアセンターの設置訓練

発災時に備えた災害ボランティアセンターの設置訓練を11月に行う予定です。



### ●福祉教育の啓発・推進

学校や地域団体・企業等のご要望に応じて、車いす体験等の福祉教育の講師・インストラクターを調整します。



### 申し込み・問い合わせ先

社会福祉法人 名古屋市天白区社会福祉協議会

〒468-0015 名古屋市天白区原一丁目301番地 原ターミナルビル3階

TEL 809-5550 FAX 809-5551

ホームページ <http://www.tenpaku-shakyo.com> E-mail [tenpakuVC@nagoya-shakyo.or.jp](mailto:tenpakuVC@nagoya-shakyo.or.jp)

## 賛助会員の種類

○ 個人 1□ / 1,000 円 (年額)

○ 法人・団体 1□ / 5,000 円 (年額)

※ 税法上の優遇措置 個人：所得税法（第78条）により  
寄付金控除を受けることができます。

法人：法人税法（第37条）の規定により、  
一定の限度内で、「損金算入」することができます。



## 申し込み方法

1. 申込書に必要事項をご記入のうえ、下記お申し込み先まで直接お持ちいただくか、ファックスまたは郵送にてお申し込みください。
2. 賛助会費は次のいずれかの方法でお納めください。
  - ① 本会窓口にて直接会費をお持ちいただく方法
  - ② 三菱UFJ銀行ATM機より下記口座へお振込みいただく方法  
振込手数料が無料になります。

### お振込み先

三菱UFJ銀行 八事支店 普通 1415626

社会福祉法人 名古屋市天白区社会福祉協議会 会費 事務局長 名内 丈資

※ただし、時間外のお振込み、銀行窓口からのお振込みにかかる手数料については  
ご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

## 天 白 区 社 会 福 祉 協 議 会 賛助会員申込書

※太枠内をご記入ください。

氏名 または 法人・団体名			
所在地	〒		
法人・団体の場合の 代表者		電話	—
賛助会費額	個人 ____□ ____円	法人 団体	____□ ____円
法人・団体の場合 事業・活動の内容			
※入会	年 月 日	※退会	年 月 日
※摘要			

貴会の主旨に賛同し入会を申し込みます。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

法人・団体名

(代表者名)

※印欄のご記入は不要です。賛助会費額の変更をご希望される場合はその都度申し出ください。

※ご記入いただいた内容について、賛助会員に関する利用目的以外には使用いたしません。